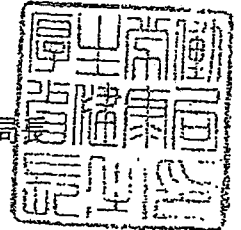


健発第03・31037号
平成20年 3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん診療連携拠点病院に対する周知をお願いします。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用する。

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にごんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした化学療法、放射線療法等に関する研修

(イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師、がん登録実務者等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修

(イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席

(イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営

(ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援

(エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣

(オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席

(イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援

(ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣

(エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式(がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について(平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知))に基づく院内がん登録(がん患者の診断・治療内容等のデータ登録)を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施

イ 地域がん診療連携拠点病院

院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(4) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支

援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

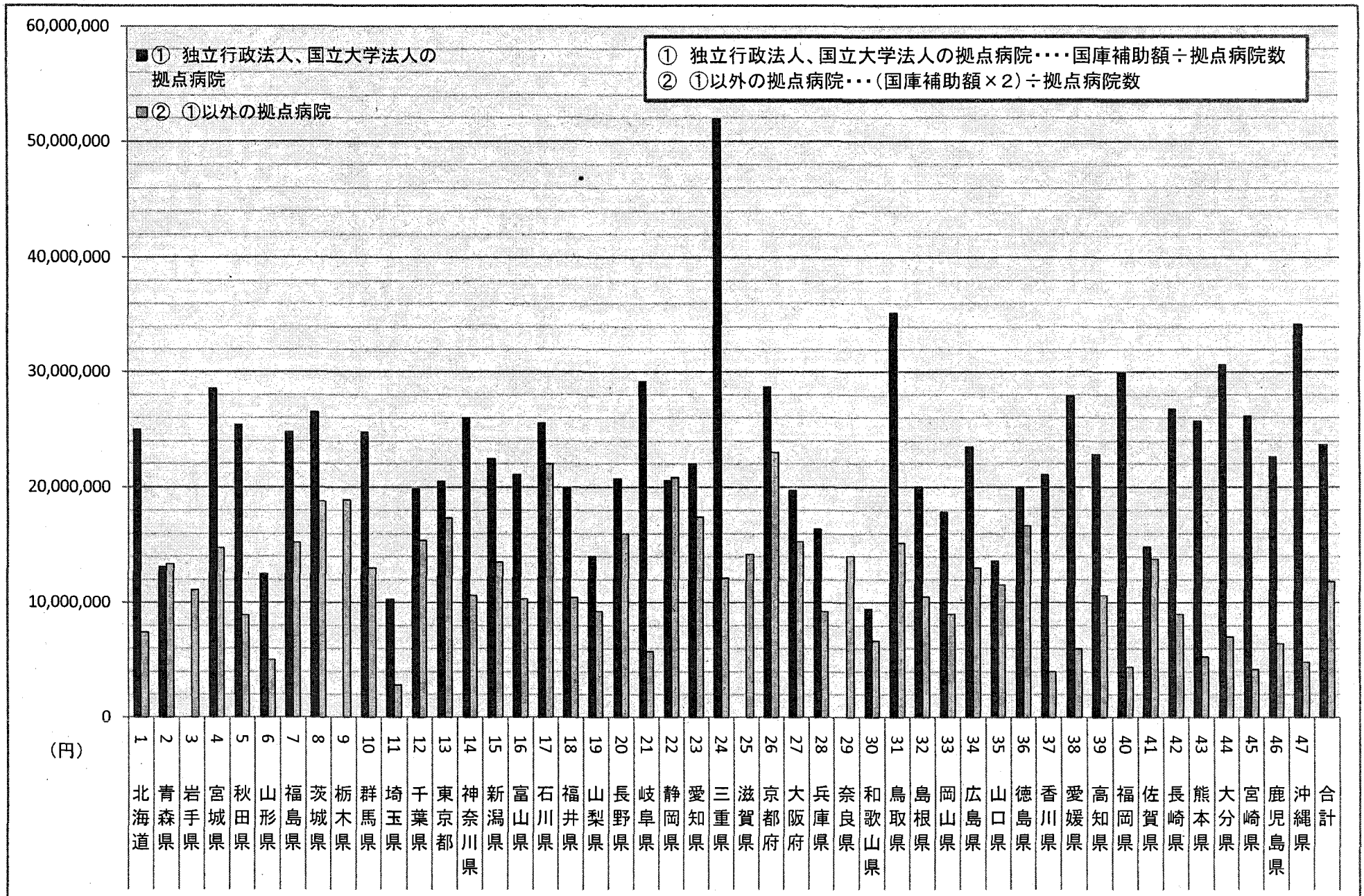
(5) 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

平成21年度 がん診療連携拠点病院機能強化事業 1病院あたりの平均国庫補助金額



※岩手県、栃木県、滋賀県、奈良県については①の拠点病院が無い場合グラフは無い。

平成21年度 がん診療連携拠点病院機能強化事業費 国庫補助金交付実績

都道府県名	都道府県経由		独立行政法人、国立大学法人	
	国庫補助額(円)	補助対象拠点 病院数	国庫補助額(円)	補助対象拠点 病院数
1 北海道	58,953,000	16	99,836,000	4
2 青森県	26,700,000	4	13,100,000	1
3 岩手県	50,000,000	9	0	0
4 宮城県	29,500,000	4	85,732,000	3
5 秋田県	35,637,000	8	25,385,000	1
6 山形県	15,000,000	6	12,494,000	1
7 福島県	45,557,000	6	24,756,000	1
8 茨城県	65,687,000	7	26,520,000	1
9 栃木県	56,744,000	6	0	0
10 群馬県	45,500,000	7	98,941,000	4
11 埼玉県	15,305,000	11	10,249,000	1
12 千葉県	77,000,000	10	59,479,000	3
13 東京都	112,719,000	13	20,500,000	1
14 神奈川県	58,320,000	11	26,030,000	1
15 新潟県	40,653,000	6	44,864,000	2
16 富山県	30,882,000	6	42,129,000	2
17 石川県	33,000,000	3	51,114,000	2
18 福井県	15,623,000	3	39,800,000	2
19 山梨県	13,826,000	3	14,030,000	1
20 長野県	56,000,000	7	20,744,000	1
21 岐阜県	17,222,000	6	29,153,000	1
22 静岡県	93,730,000	9	20,551,000	1
23 愛知県	104,486,000	12	44,020,000	2
24 三重県	18,184,000	3	103,927,000	2
25 滋賀県	35,528,000	5	0	0
26 京都府	69,000,000	6	86,125,000	3
27 大阪府	91,798,000	12	59,121,000	3
28 兵庫県	46,000,000	10	65,652,000	4
29 奈良県	35,081,000	5	0	0
30 和歌山県	16,636,000	5	9,393,000	1
31 鳥取県	22,754,000	3	70,393,000	2
32 島根県	20,997,000	4	40,069,000	2
33 岡山県	22,500,000	5	35,668,000	2
34 広島県	45,500,000	7	70,513,000	3
35 山口県	28,861,000	5	27,192,000	2
36 徳島県	16,700,000	2	20,000,000	1
37 香川県	6,000,000	3	42,138,000	2
38 愛媛県	15,000,000	5	55,808,000	2
39 高知県	10,628,000	2	22,800,000	1
40 福岡県	24,156,000	11	119,762,000	4
41 佐賀県	13,811,000	2	29,672,000	2
42 長崎県	18,000,000	4	53,580,000	2
43 熊本県	7,950,000	3	77,130,000	3
44 大分県	10,500,000	3	61,363,000	2
45 宮崎県	6,295,000	3	52,364,000	2
46 鹿児島県	12,869,000	4	67,789,000	3
47 沖縄県	7,200,000	3	34,203,000	1
合計	1,699,992,000	288	2,014,089,000	85

がん診療連携拠点病院関連の 主な診療報酬

1. 拠点病院に関する診療報酬

- 「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日) 500点
 - 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院で算定
 - 別の医療機関からの紹介により入院したがん患者

年次	改定内容
平成22年度改定 400点→500点	<u>算定要件追加</u> キャンサーボードを設置しており、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい
平成20年度改定 200点→400点	地域のがん診療の確保のため「がん診療連携拠点病院」の評価を充実

2. 拠点病院の地域連携に関する診療報酬

■がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携により、患者が身近な環境で質の高い医療を受けられる体制を推進するために、こうした取り組みを評価

○がん治療連携計画策定料（計画策定病院）（H22新設） ⇒ 750点

※がんの種類やステージを考慮して地域連携診療計画を策定し、がん治療を担う別の医療機関と共有し、かつ、患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時に別の保険医療機関に当該患者の診療情報を文書により提供した場合に、退院時に1回に限り算定

※厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及びそれに準じる病院（都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院）において算定

【参考】

○がん治療連携指導料（連携医療機関）（H22新設） ⇒ 300点

※上記患者を受け入れた保険医療機関において、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、計画策定病院に当該患者の診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定

3. 拠点病院の緩和ケアに関する診療報酬

■緩和ケア診療加算（入院1日につき）400点

- 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院若しくはそれに準じる病院（都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院）又は日本医療機能評価機構等の医療機能評価を受けた施設において算定
- 一般病床に入院するがん患者等に対する緩和ケアチームによる診療を評価

年次	改定内容
平成22年度改定 300点→400点	<p><u>施設基準の変更</u></p> <p>(1)がん診療連携拠点病院若しくは準じる病院又は日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けた施設であること。</p> <p>(2)緩和ケアチームを構成する常勤医師が以下のいずれかの研修会を修了していること。</p> <p>アがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会</p> <p>イ緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等</p>
平成20年度改定 250点→300点	緩和ケアチームを充実し評価を引き上げ

(参考) 関連の診療報酬実績

	診療報酬	平成19年	平成21年
		上段：施設数 下段：回数（同年6月）	上段：施設数 下段：回数（同年6月）
	がん診療連携拠点病院加算	301施設	386施設
		7,829回	7,326回
放射線治療	放射線治療専任加算	438施設	457施設
		9,017回	10,869回
	直線加速器による定位放射線治療	159施設	230施設
		1,361回	590回
	強度変調放射線治療（IMRT）※1	-	63施設
-		5,538回	
化学療法	外来化学療法※2	1,722施設	2,206施設
		91,164回	135,624回
緩和ケア	緩和ケア診療加算	87施設	113施設
		9,763回	16,633回
	がん性疼痛緩和指導管理料※1	-	-
		-	11,027回

※1 H20年度に保険導入

※2 H21年度は外来化学療法加算1と2の和
（H19及びH21社会医療診療行為別調査等）

都道府県認定がん診療連携拠点病院等について (H22.12.24現在)

	都道府県名	2次医療圏数 (※1)	現在の拠点病院数 (※2)	都道府県認定病院数 (※3)
1	北海道	21	20	0
2	青森県	6	5	0
3	岩手県	9	9	0
4	宮城県	7	7	0
5	秋田県	8	8	3
6	山形県	4	6	1
7	福島県	7	8	1
8	茨城県	9	8	7
9	栃木県	5	6	2
10	群馬県	10	9	2
11	埼玉県	10	11	5
12	千葉県	9	13	0
13	東京都	13	16	16
14	神奈川県	11	12	0
15	新潟県	7	9	0
16	富山県	4	8	2
17	石川県	4	5	0
18	福井県	4	5	0
19	山梨県	4	3	0
20	長野県	10	8	0
21	岐阜県	5	7	0
22	静岡県	8	11	7
23	愛知県	11	15	5
24	三重県	4	6	1
25	滋賀県	7	6	5
26	京都府	6	9	4
27	大阪府	8	14	36
28	兵庫県	10	14	3
29	奈良県	5	5	1
30	和歌山県	7	6	1
31	鳥取県	3	5	0
32	島根県	7	5	1
33	岡山県	5	7	0
34	広島県	7	11	4
35	山口県	8	7	2
36	徳島県	6	4	0
37	香川県	5	5	0
38	愛媛県	6	7	0
39	高知県	4	3	0
40	福岡県	13	15	3
41	佐賀県	5	4	0
42	長崎県	9	6	4
43	熊本県	11	8	6
44	大分県	6	6	0
45	宮崎県	7	3	0
46	鹿児島県	9	7	13
47	沖縄県	5	3	3
	合計	349	375	138

※1 2次医療圏数については、平成22年4月1日現在を示す。※2 がん診療連携拠点病院数は、平成22年4月1日現在を示す。(但し、国立がん研究センター中央病院及び東病院を除く。)

※3 都道府県認定病院の数については、平成22年12月24日現在を示す。